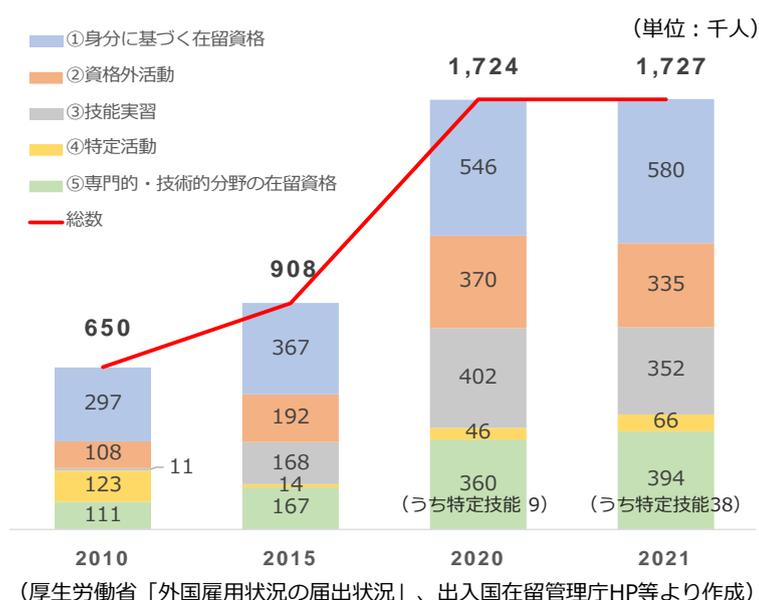


外国人労働者の状況について～全国編～

企業活動のグローバル化や労働人口の減少等を背景に、日本における外国人労働者の受け入れは年々拡大し、2021年10月末時点の外国人労働者数は過去最高の172.7万人となりました。「Global Report」では、アフターコロナで関心が高まっている「外国人材」に関する情報を、3回に分けてお届けします。

初回は、日本における外国人労働者の受入状況と、代表的な在留資格についてお伝えします。

◆受入総数と在留資格別の推移



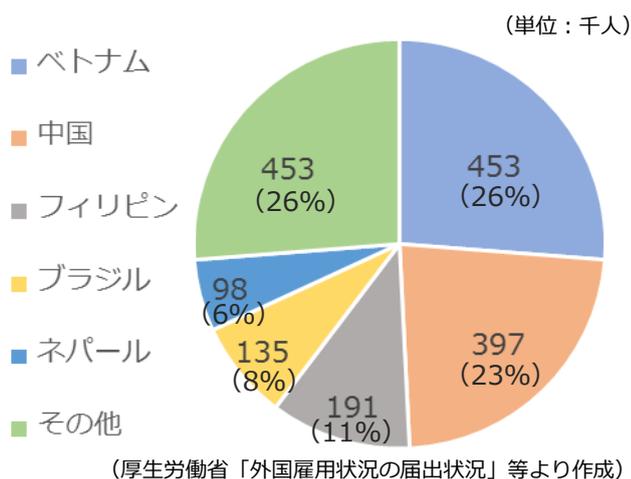
日本における外国人労働者の受入人数は、この10年間で約2.5倍に増加しました。足元では、新型コロナウイルスの影響により増加割合は鈍化しているものの、2021年の外国人労働者数は過去最高となっています。

在留資格の内訳を見ると、技能実習の割合が大幅に増加し、全体に占める割合が約2%から約20%となったほか、近年は、2019年に取扱いが開始された特定技能（次項に概要記載）での入国が増加しています。

- ①身分に基づく在留資格：永住者、日系人等
 ②資格外活動：留学生のアルバイト等 ※1週間に28時間以内
 ③技能実習：技能実習生
 ④特定活動：外交官の家事使用人、ワーキングホリデー等
 ⑤専門的・技術的分野の在留資格：経営者、研究者、特定技能等

◆国籍別の外国人労働者数

日本で働く172.7万人の外国人のうち、ベトナム人と中国人で約半数を占めています。日本における外国人労働者と言えば、長い間、中国人が多くを占めていました（2010年時点で約44%）が、近年はベトナムやネパール等の東南アジア、南アジアからの労働者の受入が増加しており、国籍別で見る日本の外国人労働者の受入状況は、大きく変化しています。



◆代表的な在留資格

外国人が長期間日本に滞在するには在留資格（ビザ）が必要であり、取得する在留資格によって、日本での活動内容や在留可能期間が細かく定められています。ここでは、代表的な3つの在留資格をご紹介します。

技術・人文知識・国際業務	内容	一定の技術や専門知識を持つ外国人材を対象とする代表的な在留資格であり、2021年10月時点で29万人が就労しています。外国人材が持つ技術や専門知識を日本へ還元することが目的の在留資格です。
	要件	学歴要件と実務要件があり、どちらかを満たす必要があります。学歴要件は、大学や大学院での学位取得やそれに代わるレベルの知識や技能を身につけていること、実務要件は、「技術」「人文知識」は10年以上、「国際業務」は3年以上の実務経験等が求められます。
	期間	最長5年（延長可能、回数制限なし）※採用する企業規模等により異なる。
技能実習	内容	1993年に制度化された外国人技能実習制度に基づく在留資格です。外国人技能実習生が、母国では習得できない技能を日本の企業で身に付け、帰国後に習得した技能を活用し、母国の発展に活かしてもらうことを目的としています（2022年7月末時点の「技能実習」対象職種は86職種です）。
	要件	年齢等の技能実習生の要件の他、受入れを行う日本企業側にも技能実習責任者等の配置、住居の確保、賃金水準、受入可能人数等の要件があります。
	期間	1号：1年、2号：2年、3号：2年（最長5年） ※全ての技能実習生は1号からスタート。2号・3号への移行には各種条件があります（移行対象外の職種もあります）。
特定技能	内容	2019年4月に創設され、日本国内で人手不足が深刻とされる14の特定産業分野※における外国人の就労を目的とした在留資格です。 ※①介護業②ビルクリーニング業③素形材産業④産業機械製造業⑤電気・電子情報関連産業⑥建設業⑦造船・船用工業⑧自動車整備業⑨航空業⑩宿泊業⑪農業⑫漁業⑬飲食物品製造業⑭外食業
	要件	外国人材が特定技能評価試験で合格する必要があります。 ※技能実習2号または3号からの移行の場合、試験免除の特例があります。
	期間	1号：5年、2号：制限なし ※2号対象業種は現状上記⑥⑦の2分野のみ。

（出入国在留管理庁「在留資格一覧表」等より作成）

今回は、日本の外国人労働者の状況と代表的な在留資格についてお伝えしました。次回は、宮城県を含む東北地方にフォーカスした、「外国人労働者の現状について～宮城・東北編～」をお届けします。

【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。